

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

自治体の消費生活 センターだと思ったら 行政書士等から費用請求

スマートフォンでアダルトサイトに入ってしまった、動画の再生ボタンを2回押したら、突然「登録完了。3日以内に年会費約10万円を支払うように」と表示された。退会しようと業者に電話をすると「すでに登録になっている。午後5時までに振り込むように」と言われたため、慌てて「消費者センター」をインターネットで検索し、画面の上位に表示された相談窓口で電話をした。行政書士の事務所のように、「4万円です」と知られた

個人情報削除してあげる」と言われた。
(当事者：学生女性)

【ひとこと助言】

公的窓口である消費生活センターに相談しようとしてインターネットで検索し上位に表示された機関に相談したところ、民間業者や一部の行政書士であり、費用を請求されたという事例が報告されています。インターネットで検索する際には、「広告」と「検索結果」の違いに気をつけましょう。

日ごろから、お住まいの自治体の消費生活センターや消費者ホットライン(188番)の電話番号をスマートフォン等に登録しておきましょう。(国民生活センター子どもサポート情報より抜粋)

粗品をきつかけに通つて いだら、2カ月間で 500万円の契約

「商品の宣伝を聞いて無料で商品がもらえる」と知人に誘われ会場に出かけた。販売員の話が楽しく何度か通っていたら、2カ月の間に、布団や磁気治療器、下着等の購入

を次々に勧められ契約してしまつた。自分だけ小部屋に呼ばれて勧誘されたり、「あなたのため」等と言われたりして、断りきれず買ったこともある。購入時は頭金の支払いだけなので、高額だということ意識はなかったが、「場所を移転する。残額を支払って」と言われ初めて、総額が500万円以上だと分かった。生命保険を解約し、貯蓄と併せて支払った。商品を返品するので返金してほしい。
(当事者：80歳代女性)

【ひとこと助言】

「粗品がもらえる」「販売員の話が楽しい」等の雰囲気にかかれて会場に通い続け、その間に次々と高額な商品を契約させられてしまう、新たな手口のSF商法(催眠商法)の相談が寄せられています。

個別に声をかけられ勧誘を受けるのが難しくなるので、会場に近づかないことが第一です。長期間通い続けることで販売員との間に親しい関係性が構築され、断りにくい心理に陥ります。販売員の親切は契約させるための手

口です。家族や周りの人も気を配りましょう。
(国民生活センター見守り新鮮情報より抜粋)

日本年金機構の 個人情報流出に 便乗した電話に注意

消費生活センターを名乗る人から電話があり、「年金の個人情報が流出しており、空き巣に入られるケースが増えている。あなたの情報が新聞に全部書いてある。消費生活センターなら無料で削除することができ」と言われたので、「あやしい」と思い、こちらから電話を切った。
(当事者：70歳代女性)

【ひとこと助言】

「年金情報が流出している、流出した情報を削除できる」と等といった不審な電話があつても、相手にせず、すぐに電話を切ってください。この件に関して、関係機関の職員が消費者へ電話やメールで連絡をすることはありません。
(国民生活センター見守り新鮮情報より抜粋)

司法書士による 無料法律相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談日の2日前までにご予約ください。

◇日時 9月4日(金)午前9時30分～11時30分

◇相談場所・受付 美浦村消費生活センター

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター(消費生活相談全般) ☎885-7141(直通)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)
※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。
- ◇消費者ホットライン(全国共通) ☎188 ※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番(訪問販売や悪質業者に絡む各種相談)
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379